

長野県木曾郡大桑村議会

1 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

議会基本条例の制定

地方分権改革により、自治体の権限が拡大し、議会の役割も大きくなってきているため、議会がもてる機能を十分に駆使して自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く住民に明らかにすることが重要であることから、大桑村議会では、議会の活性化と開かれた議会を実現し、住民福祉の向上と豊かな地域づくりに寄与することを目的として、大桑村議会基本条例を平成23年3月議会で制定した。

条例に基づき、自由討議を定期的に行い、それぞれの地域が抱える課題や問題が共有でき、合意形成による提案と活発な討論が展開されている。

2 住民に開かれた議会

(1) 住民懇談会の開催

住民懇談会「議員と語る会」を3回、3カ所で日曜日に開催。住民との意見交換により、身近な声を議会活動に反映させている。

(2) 議会中継の実施

大桑村ケーブルテレビで定例会の一般質問、行政報告の録画映像を放映している。

(3) 議会だよりの発行

議会報編集特別委員会5人が編集を行い、年4回発行し全戸配布している。議会広報研修会などに積極的に参加し、住民に親しみやすい広報誌の作成に努めている。

(4) ホームページでの広報

村のホームページに議会コーナーを開設し、議会だより、議会情報等を掲載し積極的に周知している。